

認証方法及び官民連携ポータル連携パターンの例

1 自治体共同運営サイトにおける認証方法及びID/パスワード発行方法の例（東京電子自治体共同運営サービスの場合）

(1) 利用者認証及び本人確認の方法

本電子申請サービスにおいては、申請者(代理人)の利用者認証及び本人確認(代理人確認)を行う方法として、申請・届出手続のそれぞれの性質を基に、以下の4種類の方法を適用することとする。

申請・届出手続の性質	申請者(代理人)の利用者認証及び本人確認(代理人確認)を行う方法
利用者認証及び本人確認を行わない(申請・届出毎に到達番号/問合せ番号を払い出し)	申請書に記名するだけで申請・届出を行うことができるような手続(利用者認証及び本人確認を必要としない手続)
ID/パスワードによる利用者認証	申請書に署名又は記名押印(認印)が求められるような手続(ただし、「押印見直しガイドライン(平成9年7月)」により押印が廃止できるもの及び・に該当するものを除く)
電子証明書を利用した申請書へのデジタル署名による本人確認	申請者の権利義務に変動を生じる手続、申請書に記名押印(実印)が求められるような手続、又は身分証の提示が求められるような手続(ただし、代行者による申請が認められるもの、又は申請者と提出者の同一性の確認を必要としないもの)
ID/パスワードによる利用者認証と電子証明書を利用した申請書へのデジタル署名による本人確認の併用	申請者の権利義務に変動を生じる手続、申請書に記名押印(実印)が求められるような手続、又は身分証の提示が求められるような手続(ただし、代行者による申請が認められないもの、又は申請者と提出者の同一性の確認が必要なもの)

上記 及び のID/パスワードによる利用者認証は、システムログイン時に行うもの。(手続き自体の本人確認を行うためのものではない。)

(2) ID/パスワードの発行方法

ID/パスワードの発行方法としては、以下の5つが想定されるが、共同運営センターにおいては、電子証明書により厳密な本人確認ができることや、申請者や参加自治体の負担の軽減に配慮し、 を選択することとする。

ID/パスワードの発行方法	備考
インターネットを介して共同運営センターによりオンラインで発行	厳密な本人確認ができない
インターネット上での申し込みに対して、参加自治体で審査を行った後に郵送などにより発行	参加自治体による審査が必要
身分証明書の写し等を添付した郵送による申し込みに対して、参加自治体で審査を行った後に郵送などにより発行	申請者に郵送の手間がかかる、参加自治体による審査が必要
インターネット上での申し込みに対して、公的個人認証サービスや商業登記に基づく電子認証サービス等により発行される電子証明書を利用した本人確認を行いオンラインで発行	申請者が電子証明書を所有している必要あり
参加自治体窓口での申し込みに対して、対面で審査を行った後に発行	申請者が窓口に向く必要あり、参加自治体による対面審査が必要

(3) 認証機能の要件

電子認証機能が行う処理

区分	処理	処理概要
利用者からのアクセスに対して行う認証	ユーザ認証	システムログイン時等に利用者の本人確認及びその利用権限を有しているかを確認する。(対応すべき認証方式は図表 III-5を参照)
	サーバ認証	各利用者がネットワーク経由にてアクセスする共同運営センターの Web サーバ機器等が確かにサービス提供事業者が所有するものであることの確認を行う。 なお、サーバの認証方式については、以下の要件に全て対応可能とすること。 ・現在広く普及している、サーバ用電子証明書を使用する。 ・LGPKIの発行するサーバ証明書を使用する。 ・民間認証局が発行するサーバ証明書を使用する。
証(種類は図表 III-9を参照)	デジタル署名検証	申請データが改ざんされていないことを確認する。
	証明書検証	①電子証明書の有効期間の確認 ②失効情報の確認 公的個人認証サービス、商業登記に基づく電子認証サービス、民間認証サービス、LGPKIの各認証サービスの証明書有効性検証局 (VA: Validation Authority) 等に対して失効情報を確認する。 なお、失効情報の確認手段としては、以下の方式に全て対応可能とすること。 ・CRL(Certificate Revocation List: 証明書失効リスト) ・OCSP(Online Certification Status Protocol) ・VA
	本人性確認	電子証明書データの4項目(氏名、生年月日、性別、住所)と申請データの内容を比較・照合する。

対応すべきユーザ認証の方式(図表 - 5)

サービス	住民	企業	自治体職員
電子申請	ID/PW(※1)	ID/PW(※1)	ID/PW(※1)
電子調達	---	・商業登記認証サービスによる認証 ・民間特定認証サービスによる認証(※2)	

※1 電子申請サービスにおいて、住民や企業に関するユーザ認証を ID/PW で実現するが、ID/PW の登録・管理等はポータル機能で実現する。

※2 民間特定認証サービスは、当面は電子調達サービスのみが利用する。(Vを参照)

※ サービスの追加があるときは、これに対応すること。

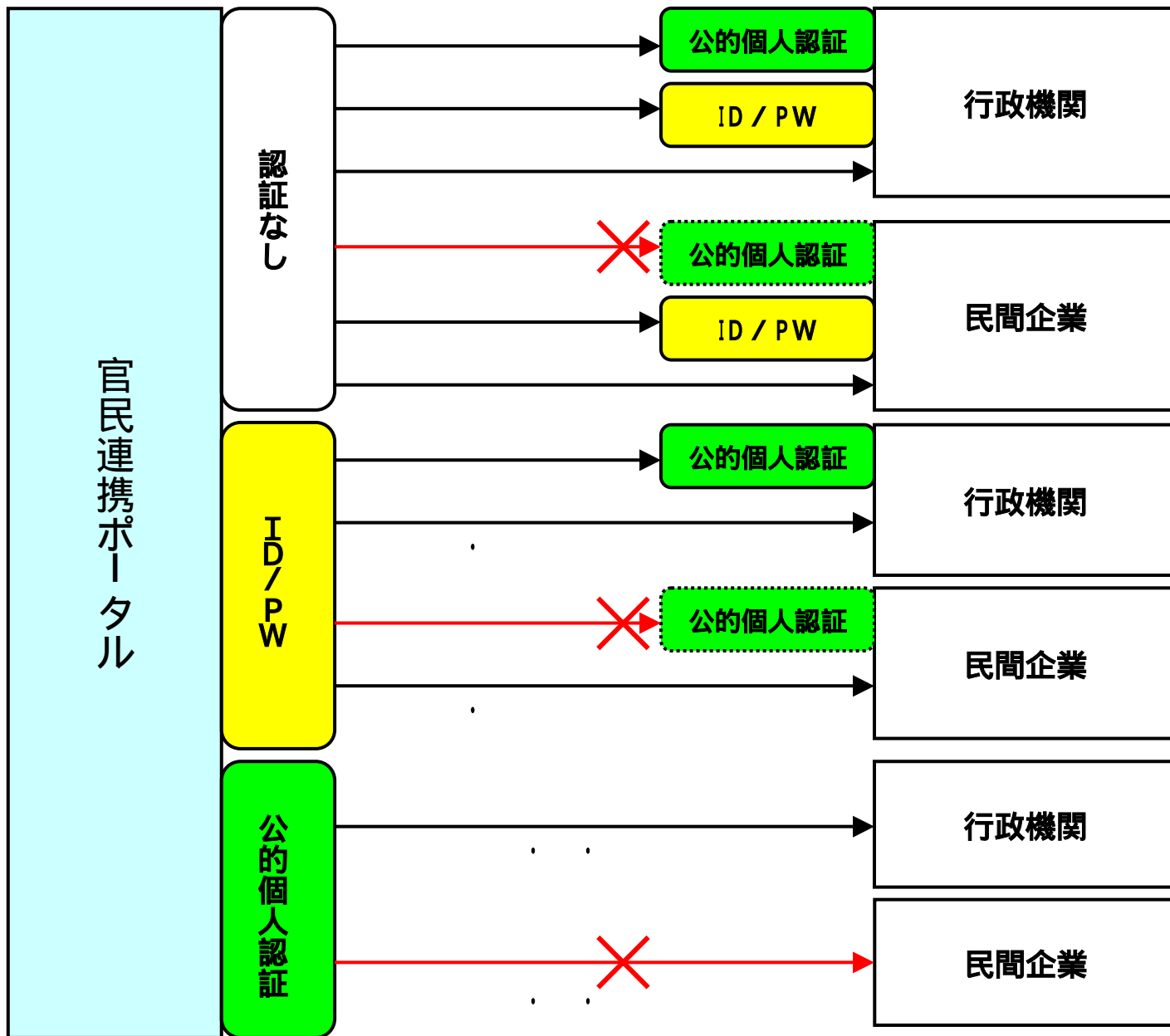
対応すべきデジタル署名、電子証明書の種類(図表 - 6)

住民	企業	自治体職員 (職責)
公的個人認証サービス	商業登記に基づく電子認証サービス 認定認証事業者による民間認証サービス	LGPKI

2. 連携パターン別の認証方法の例



申請届出等



凡例

- : 電子署名が必要な手続き
- : ID / PWが必要な手続き
- : 認証自体が不要な手続き

→ X → 現行制度上、公的個人認証の民間利用は制限されている。